

■■受験対策ミニ講座 19号■■

日本列島は寒波に覆われ、厳しい寒さが続いています。吹雪・大雪などの被害にあわれた方へお見舞い申し上げます。大寒から立春までは1年で一番寒い時期ですが、少しずつ日が長くなっていることが感じられたりもしますね。「大寒は耐寒、この先は暖かくなるだけ・・・」と考えれば、気分も少し軽くなります。試験まであともう少し。寒さもいい緊張に変えて、もうひとがんばりしましょう。

今回の科目は「高齢者に対する支援と介護保険制度」。この科目の出題は10問。介護保険制度が中心ですが、介護の方法や考え方が問われることもあります。

第19問《高齢者に対する支援と介護保険制度》—————

〔28回129〕介護老人福祉施設における介護保険の看取り介護加算の算定要件に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選べ。

- 1 施設での看取りは、個室または静養室の利用が可能になるように配慮する。
- 2 看護職員の24時間の常駐が必要である。
- 3 施設の看取りに関する指針は、医師の指示で作成する。
- 4 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者であること。
- 5 看取り介護加算の算定は死亡日以前60日からである。

■Plus Column・・・・・・・・

【当日の持ち物チェックリスト】

当日を落ち着いて迎えられるよう、チェックリストを参考に準備万端ぬかりなく！！

- 受験票
- 交通経路のメモ（経路は複数確認）
- 財布（小銭、タクシー代）
- 腕時計（会場に時計がない場合もあります）
- HBの鉛筆（4，5本は必要）
- 消しゴム（2，3個あると安心）
- 小型の鉛筆削り
- ひざかけ（寒さ対策・・・）
- 座布団（椅子が硬いと疲れます・・・）
- 使い捨てカイロ（手がかじかまないように）
- ハンカチ
- ポケットティッシュ
- 昼食
- おやつ・のど飴など
- 飲み物（スペシャルドリンク？）

□愛用の参考書（休憩時間にパラパラ見を！）

□上履き（必要とされている場合）

〔28回 129〕の正解と解説—————

介護保険の看取り介護加算の算定要件に関して適切なのは1と4。2つ選びましたか？

看取り加算は「医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること」が条件とされていますが、看取りに関する指針の作成は施設の職員で行い、夜間看護体制の加算が算定されています。ただし、搬送された病院で最期を迎えるなど、死亡した場所がその施設でなかった場合は、この加算は無効とされます。

1○

施設での看取りは、個室または静養室の利用が可能になるように配慮する。

2×

看護職員の24時間の常駐が必要である。

看護職員の常駐は必要とされていません

3×

施設の看取りに関する指針は医師の指示で作成する。

医師の指示ではなく、管理者、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等により定めるものとされています。

4○

医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者であること。

5×

看取り介護加算の算定は死亡日以前60日からである。

看取り介護加算の算定は、死亡日以前30日からとされています。

---

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus

発行者： 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会